

足寄町移住体験住宅の設置及び管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足寄町移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 足寄町への移住を希望する者に対し、一時的に足寄町の自然や生活環境の体験の機会を提供することで、足寄町への移住の促進及び地域の活性化を図るため、体験住宅を設置する。

(名称及び位置)

第3条 体験住宅の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(利用者の範囲)

第4条 体験住宅を利用することができる者は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 足寄町に住所を有しない者で、足寄町へ移住を希望する者及びその家族
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(利用の許可)

第5条 体験住宅を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の制限)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は当該利用を中止させることができる。この場合において、当該利用者が損害を受けることがあっても、町はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき、又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (3) 建物及びその備付物件を毀損し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 町長の指示に従わず、又は許可された目的以外に利用したとき。

(利用期間)

第8条 体験住宅の利用期間は、4日以上6か月以内とし、利用期間の初日にあたる日は、足寄町の休日に関する条例（平成4年条例第16号）第1条に規定する町の休日に属さな

い日とする。

- 2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。
ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第9条 体験住宅の利用料金は、別表2のとおりとする。

- 2 利用者は、前項の利用料を、別途発行する納入通知書にて、前納しなければならない。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、承認の条件及び町長の指示に従い、常に善良な利用者としての注意を払わなければならない。

- 2 利用者は、体験住宅の利用を終了したときは、直ちに原形に復さなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者が前項に基づく義務を履行しないときは、町長は、利用者に代わってこれを執行し、要した費用を利用者から徴収するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

名称	位置
足寄町移住体験住宅 1号棟	足寄郡足寄町南5条3丁目11番地7
足寄町移住体験住宅 2号棟	足寄郡足寄町南5条3丁目11番地7
足寄町移住体験住宅 3号棟1号室	足寄郡足寄町南5条3丁目11番地6
足寄町移住体験住宅 3号棟2号室	足寄郡足寄町南5条3丁目11番地6

別表2（第9条関係）

料金種別	期間	金額	備考
利用料	1日当たり	1,500円	
冬期加算料	1日当たり	500円	(10月～4月)

足寄町移住体験住宅設置及び管理要領

(目的)

第1条 この要領は、足寄町移住体験住宅設置及び管理要綱(平成29年足寄町要綱第 号。以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、足寄町移住体験住宅(以下「体験住宅」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

第2条 体験住宅の利用を希望する者は(以下「申請者」という。)は、利用を開始する日の2か月前から14日前までの間に足寄町移住体験住宅利用申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、未成年者のみの申請書は受け付けないものとする。

(利用の許可)

第3条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、足寄町移住体験住宅利用許可書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を附することができる。

3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、足寄町移住体験住宅利用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体験住宅の管理上支障があると認められるとき。

(利用開始)

第4条 町長は、許可書の交付をした申請者に対し、法第38条第2項の規定により、利用の更新がなく、期間の満了により賃貸借が終了することについて、足寄町移住体験住宅利用許可説明書(様式第4号)を交付し説明するものとする。

(終了報告)

第5条 体験住宅の利用者(以下「利用者」という。)は、利用終了時に足寄町移住体験住宅利用終了報告書(様式第5号)を町長に提出し、町長が指定する者の検査を受けなければならない。

(利用者の遵守義務)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱に注意するとともに、寒冷期には給排水の凍結にも十分注意すること。
また、体験住宅内での喫煙は厳禁とする。

- (3) 備付け備品、什器類等は適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、町が別に定める方法により処分すること。
- (5) 体験住宅利用期間中は、住宅環境の整備に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(禁止行為)

第7条 利用者は、体験住宅において次に定める行為をしてはならない。

- (1) 興業を行うこと。
- (2) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (3) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (6) 体験住宅内及び敷地内で動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で町長の承諾を得た場合を除くものとする。
- (7) 町長の承諾を得ずに体験住宅の敷地内に工作物を設置すること。
- (8) 既存の体験住宅の鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作成すること。
- (9) 配水管を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
- (10) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の利用にふさわしくない行為をすること。
(利用許可の取消し)

第8条 町長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合は利用の許可を取り消し、足寄町移住体験住宅利用許可取消通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

- (1) 条例及び本規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用の申請に偽りのあったとき。
- (3) 体験住宅の管理上、特に必要があると認められるとき。
(原形回復義務等)

第9条 利用者は、その利用が終了したとき、又は前条の規定に基づき、利用の許可が取り消されたときは、その利用した体験住宅を速やかに原形に復し、及び搬入した物品等を撤去しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に足寄町移住体験住宅破損(汚損・滅失)届(様式第7号)を提出しなければならない。

(事故免責)

第10条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いていた場合を除き、体験住宅内又は体験住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が

別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

足寄町移住体験住宅利用申請書

年 月 日

足寄町長 様

(申請者) 郵便番号 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____ (印)
電話 (携帯) _____

※自署の場合押印不要

移住体験住宅を利用したいので、足寄町移住体験住宅設置及び管理要領第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、利用者全員が同要領を順守することを誓約致します。

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以降 (回目)		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※6か月以内		
利用者の氏名 (ふりがな)	続柄	生年月日	職業
()	本人	・ ・	
()		・ ・	
()		・ ・	
()		・ ・	
利用の目的 (滞在中に実施したいこと等)			
その他	<input type="checkbox"/> 自家用車利用		

【役場処理欄】

処理番号： ー
処理内容：
住宅番号： <input type="checkbox"/> 1号棟 <input type="checkbox"/> 2号棟 <input type="checkbox"/> 3号棟1号室 <input type="checkbox"/> 3号棟2号室

様式第2号（第3条関係）

許可第 号

足寄町移住体験住宅利用許可書

代表者住所
氏名

年 月 日付申請のありました件について、足寄町移住体験住宅設置及び管理要領第3条の規定により、利用を許可する事に決定しましたので通知します。

なお、利用の際は別紙規約を遵守するものとし、規約に反した場合は利用許可を取り消す場合があります。

年 月 日

足寄町長

印

記

- 1 利用人数 人
- 2 利用体験住宅 名称 足寄町移住体験住宅 号棟
所在地 足寄町南5条3丁目11番地
- 3 利用期間 年 月 日から 年 月 日
- 4 利用規約 別紙のとおり
- 5 その他

別紙

足寄町移住体験住宅定期賃貸借規約

(契約)

第1条 貸主足寄町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる足寄町移住体験住宅（以下「住宅」という。）の貸付について、以下の条項により借地借家法（以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結したものとする。

(住宅)

第2条 甲は、次に掲げる住宅を乙に貸付けるものとする。

名称	住所
足寄町移住体験住宅 号棟	足寄町南5条3丁目11番地

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、4日以上6か月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日から
終期 年 月 日まで (日間)

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

(住宅利用料)

第4条 住宅の利用に係る料金は、下記のとおりとする。

料金種別	期間	金額	備考
使用料	日間	円	
冬期加算料	日間	円	10月～4月

注1 上記金額には消費税を含む。

- 乙は前項の利用料を前納しなければならない。
- 第1項の利用料は、住宅賃料、電気料、灯油代、ガス代、放送受信料及び上下水道料金を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品（住宅に備付けの寝具及び消耗品は除く。）並びに交通費は含まず、乙の負担とする。
- 第2項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付する事ができる。

(維持管理)

第5条 乙は、使用する住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

- 乙は、その責に帰すべき事由により、住宅若しくは設備又は備品等を破損、汚損、滅失したときは、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、現状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。
- 乙の使用により生じた軽微な修繕については、乙がその全てを負担するものとする。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 入居する際は町職員の立会を受けなければならない。
- (2) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること、及び備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (4) 住宅若しくは設備又は備品類を破損、汚損及び滅失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (5) 住宅周りの除草や除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 住宅の賃貸借期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (8) その他、住宅の使用に関し町長が必要と認める事項
(制限される行為)

第7条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ペットを飼育すること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 興業、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (8) その他住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び、本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに町職員の立会のもと住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を現状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入)

第10条 甲は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所所在地を管轄とする地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

様式第3号（第3条関係）

足総第 号
年 月 日

代表者住所
氏名

足寄町長

印

足寄町移住体験住宅利用不許可通知書

年 月 日付申請のありました件については、足寄町移住体験住宅設置及び管理要領第3条第3項の規定に基づき、下記の理由により不許可と決定しましたので通知します。

記

- 1 不許可の理由

様式第4号（第4条関係）

足寄町移住体験住宅利用許可説明書

年 月 日

様

足寄町長

印

下記物件について足寄町移住体験住宅を利用するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日に、町職員立会のうえ下記住宅を明け渡してください。

記

住 宅	名 称	足寄町移住体験住宅 号棟		
	所在地	足寄町南5条3丁目11番地		
賃貸借期間	始 期	年 月 日	日間	
	終 期	年 月 日		

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

申請者住所

氏名

印

（自署の場合は押印省略）

様式第5号（第5条関係）

足寄町移住体験住宅利用終了報告書

年 月 日

足寄町長 様

（申請者） 郵便番号 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ ㊟

（自署の場合は押印省略）

移住体験住宅の利用が終了したので、足寄町移住体験住宅設置及び管理要領第5条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号	許可第 号
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用期間中に実施したこと	<input type="checkbox"/> 就職探しに関する事 事 <input type="checkbox"/> 住宅探しに関する事 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用してみた感想	
移住に向けて相談したいこと	
移住体験終了後の移住の意向	<input type="checkbox"/> すぐにでも移住したい <input type="checkbox"/> 近い将来移住したいと考えている（ 月・年後） <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他感じたこと	

※提供していただきました情報等につきましては、今後の移住の支援、事業の感想紹介等、個人情報特定されない範囲において活用させていただきます。

様式第6号（第8条関係）

足総第 号
年 月 日

利用者住所
氏名 様

足寄町長 印

足寄町移住体験住宅利用許可取消通知書

許可 第 号で許可した移住体験住宅の利用については、足寄町移住体験住宅
設置及び管理要領第8条の規定に基づき、下記のとおり利用の許可を取り消します。

記

- 1 許可番号 ー
- 2 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 取消理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

足寄町長 様

(利用者) 住所
氏名 ㊟

足寄町移住体験住宅破損（汚損・滅失）届

許可第 号で利用の許可を受けた移住体験住宅の建物、設備又は備品等を破損（汚損・滅失）したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 発生（発見）した住宅

名 称	住 所
足寄町移住体験住宅 号棟	足寄町南5条3丁目11番

2 発生（発見）した日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

3 破損・汚損又は滅失箇所

4 破損・汚損又は滅失の状況及び原因